

各自治会長様

小清水町長 久保弘志

令和6年度 合併処理浄化槽設置整備補助事業の 希望取りまとめについて

平素より、本町上下水道事業にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。
上記の補助事業につきまして、令和6年度の希望取りまとめを行いますので、貴自治会内に
周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業の対象者 農業集落排水事業(下水道)区域外の住宅所有者で、
合併処理浄化槽の設置を希望する方
(台所の排水及び水洗トイレ等の排水処理)
2. 補助内容 (1)合併処理浄化槽設置工事費
5人槽～ 525,000円以内助成
7人槽～ 650,000円以内助成
10人槽～ 950,000円以内助成
(2)上記工事の改修費に対する借入金利子補給
(貸付限度額50万円、償還期限は5年以内)
3. 申込方法 印鑑をご持参の上、申込書のご提出をお願いいたします。
※申込書は下記お問い合わせ先にて用意しております。
4. お問い合わせ先 建設課上下水道係 電話62-4475(課直通)
5. 申込期限 令和5年10月27日(金)

**今回の申込み状況によって、令和6年度の補助対象件数を
決定しますので、希望される方は必ずお申し込み下さい。**

(補助金交付条件等の詳細については、うら面をご覧ください。)

小清水町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(抜粋)

(補助金の交付条件)

次の内容が交付条件となります。

- 住宅施設、事務所等で10人槽以下の合併浄化槽を設置希望の方。
- 町内に住所を有する方又は年度内に町内に住所を移そうとする転入者。
- 設置後、10年以上定住を確約する方。
- 専用住宅であること。(別荘、トレーラーハウス、プレハブ等生活の基盤にならない住宅や移動可能な住宅、簡易的な住宅は認めない。)
- 過去に合併浄化槽設置整備事業補助金を受けていない方。

(補助金の交付対象外)

次の内容に当てはまる方は補助金交付対象外です。

- 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査、又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する方。
- 住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方。
- 販売目的で合併処理浄化槽付専用住宅等を建築する方。
- 町税及び町の公法上の支払いを完納していない方。
- その他、当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる方。